現 行

(前略)

改 (前略)

(身体障害者)

第2条 この規則において「身体障害者」とは、次の各号に該当する者であって、 平成22年4月1日現在の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15 条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。

(中略)

(注) 身体障害者手帳の様式は、次のとおりである。

「身体障害者手帳の様式等について」(平成31年3月29日障発0329第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により示された様式

ア 紙様式 (例)

(中略)

イ カード様式

(中略)

(表)



(身体障害者)

第2条 この規則において「身体障害者」とは、次の各号に該当する者であって、平成22年4月1日現在の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。

(中略)

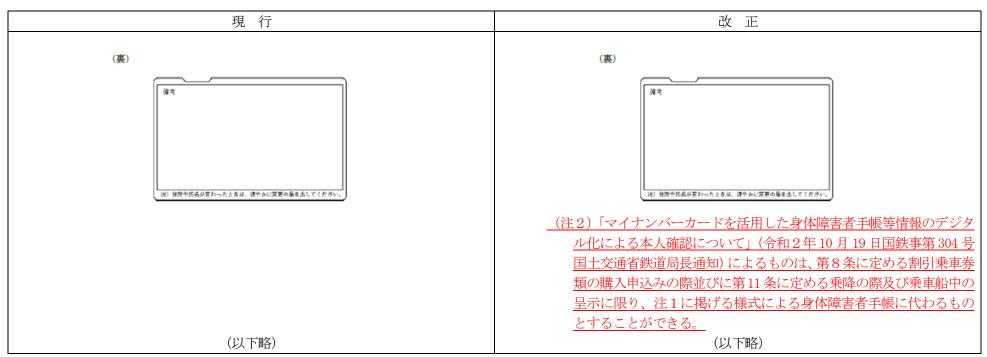
(注1) 身体障害者手帳の様式は、次のとおりである。

「身体障害者手帳の様式等について」(平成31年3月29日障発0329第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により示された様式

ア 紙様式 (例)

(中略)

イ カード様式



附則

この通達は、令和3年3月13日から施行する。